

盛岡広域振興局長

提出者 岩手庄子運送株式会社  
 住所 〒020-0842 盛岡市湯沢16-15-12  
 氏名 代表取締役 庄子 清信

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

## 地球温暖化対策実施状況届出書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第83条の規定により、地球温暖化対策の実施状況について、次のとおり届け出ます。

## 1. 事業者に関する事項

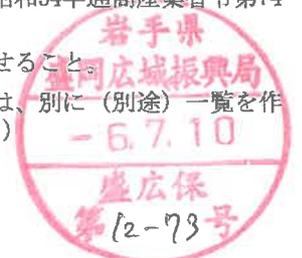
主たる工場又は事業場の名称	岩手庄子運送株式会社	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	盛岡市湯沢16-15-12	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	453 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	50 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置状況			
その他の地球温暖化の対策の実施状況			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者			

## 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
		kl
		kl
		kl

備考1 \*印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に記載する
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載すること。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。（A4）



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類	(令和5)年度							E=D-D	二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	前年度二酸化炭素 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	前年度比二酸化炭素 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
	エネルギーの使用量		販売したエネルギー使用量		E=D-D						
	数量 A	単位 B	数量 C	単位 D	数量 E	単位 D					
原油(コンデンセートを除く)		kl		kl							
原油のうちコンデンセート(NGL)		kl		kl							
揮発油(ガソリン)	3.70	kl	124	kl		124		8	9	0	
ナフサ		kl		kl							
ジェット燃料		kl		kl							
灯油	4.80	kl	175	kl		175		12	14	-2	
軽油	454.00	kl	17,252	kl		17,252		1,199	1,220	-31	
A重油		kl		kl							
B・C重油		kl		kl							
石油アスファルト		t		t							
石油コークス		t		t							
石油ガス	液化石油ガス(LPG)		t	t							
	石油系炭化水素ガス		千m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>							
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t	t							
	その他可燃性天然ガス		千m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>							
石炭	輸入原料炭		t	t							
	原料炭 コークス用原料炭		t	t							
	吹込用原料炭		t	t							
	一般炭 輸入一般炭		t	t							
	国産一般炭		t	t							
輸入無煙炭		t	t								
石炭コークス		t	t								
コールタール		t	t								
コークス伊ガス		千m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>								
高炉ガス		千m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>								
発電用高炉ガス		千m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>								
転炉ガス		千m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>								
その他の燃料	都市ガス		千m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>							
	( )										
非化石燃料	黒液		t	t							
	木材		t	t							
	木質廃材		t	t							
	バイオエタノール		kl	kl							
	バイオディーゼル		kl	kl							
	バイオガス		千m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>							
	その他バイオマス		t	t							
	RDF		t	GJ/t							
	RF		t	GJ/t							
	廃タイヤ		t	GJ/t							
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t	GJ/t							
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t	GJ/t							
	廃油		kl	GJ/kl							
	廃棄物ガス		千m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>							
	混合廃材		t	t							
水素		t	t								
アンモニア		t	t								
その他燃料( )											
小計①						17,551		1,210	1,243	-33	
熱	産業用蒸気		GJ	GJ							
	産業用以外の蒸気		GJ	GJ							
	温水		GJ	GJ							
	冷水		GJ	GJ							
	地熱		GJ	GJ							
	温泉熱		GJ	GJ							
	太陽熱		GJ	GJ							
雪氷熱		GJ	GJ								
小計②											
電気	電気事業者①		千kWh	千kWh							
	電気事業者② ※個別契約している場合使用		千kWh	千kWh							
	自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh	千kWh							
	自家発電	太陽光		千kWh	千kWh						
		水力		千kWh	千kWh						
		風力		千kWh	千kWh						
その他		千kWh	千kWh								
小計③											
合計 ①+②+③						17,551		1,210	1,243	-33	

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	453	kl
--------------	-----	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区分	温室効果ガスの排出量	
一酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	1,210 t-CO <sub>2</sub>
	上記以外の二酸化炭素	t-CO <sub>2</sub>
メタンの排出量	t-CO <sub>2</sub>	
一酸化二窒素の排出量	t-CO <sub>2</sub>	
ハイドロフルオロカーボンの排出量	t-CO <sub>2</sub>	
パーフルオロカーボンの排出量	t-CO <sub>2</sub>	
六ふっ化硫黄の排出量	t-CO <sub>2</sub>	
三ふっ化窒素の排出量	t-CO <sub>2</sub>	
合計	1,210 t-CO <sub>2</sub>	

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。  
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。  
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計

別紙 その3 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (5年度)

自動車		二酸化炭素の排出			燃料使用 量対前年 度比(%)
燃料別	保有台数	燃料使用量 (A)	排出係数 (B)	排出量 (A×B)	
ガソリン	3 ( 2 )	3,739 ℓ	2.29 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	8,563 kg-CO <sub>2</sub>	
軽油	47 ( 1 )	454,147 ℓ	2.62 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	1,189,623 kg-CO <sub>2</sub>	
LPG	( )	kg	2.99 kg-CO <sub>2</sub> /kg	kg-CO <sub>2</sub>	
電気		kWh	0.477 kg-CO <sub>2</sub> /kWh	kg-CO <sub>2</sub>	
その他	( )		kg-CO <sub>2</sub> /( )	kg-CO <sub>2</sub>	
合計	50 ( 3 )			1,198,186 kg-CO <sub>2</sub>	

備考1 保有台数欄の ( ) には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 地球温暖化対策計画の達成状況

【目標値の達成状況(進捗状況)】

令和2年度の基準に対し3年間で燃費を1%向上させる。

この目標に向かって取り組んできた結果、今年度は1.5%を達成しました。

今後も燃費向上に取り組めます。

【具体的な取組状況】

社内速度の順守の徹底

エコタイヤの継続使用・走行距離に応じて、タイヤの空気圧のチェックとタイヤローテーション

省燃費講習による教育

ハイブリット車に2台代替

備考 計画書に記載した各種取組の進捗・達成状況について記載してください

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

資源ごみの分別の徹底

会議はzoomで行い、自動車での移動を削減 使わない照明をこまめに切る